

日本家族と子どもセラピスト学会  
「家族と子どもセラピスト」認定資格綱領

○名称

1. 本学会が臨床家としてふさわしい人材を「家族と子どもセラピスト」として認定する。

○学歴・臨床経験等（下記の1～4いずれかの要件を満たし、なおかつ学会員であること）

1. 本学会が認める大学院修士課程3年を修了し、1年間の臨床経験を有する者で、下記の研修等の要件を満たす者
2. 本学会が認める大学院修士課程2年を修了し、2年間の臨床経験を有する者で、下記の研修等の要件を満たす者
3. 本学会が認める大学を卒業し、3年間の臨床経験を有する者で、下記の研修等の要件を満たす者
4. 5年間にわたって本学会の認める臨床経験を有する者で、本学会が主催する大会での演題発表の経験を有する者

○研修等

（下記の1～4の要件を満たすものをポイントとして換算し、過去5年間で10ポイントを要件とする。ポイントについては別に定めることとする。）

1. 本学会が主催する全国大会、研修会等への参加
2. 本学会が認めるワークショップまたは研修会等へ参加
3. 本学会および本学会が認める関連学会等での演題発表
4. 本学会誌「ファミリー・チャイルド・セラピー」への投稿

○申請等

1. 申請にあたっては、資格認定申請書に必要事項を記入の上、毎年学会が定める期日までに申請料を添えて申し込むこと。

○資格更新

1. 資格発効日から5年毎の更新を必要とする。その際、5年間で10ポイントの取得を要件とする。

○倫理規定の遵守

1. 資格認定・更新にあたっては、本学会が定める倫理綱領を遵守することとする。

○審査委員会

1. 理事会は審査委員会を兼ねるものとする。

○発効日

1. この綱領は、2010年9月19日より発効する。
2. この綱領は、2023年3月4日より発効する。

## 附則

- ・ 本学会が主催する全国大会、研修会等への参加。本学会が認めるワークショップまたは研修会等へ参加
  - \* 本学会が主宰する全国大会への参加を3ポイント、その他については1回6時間未満のものを0.5ポイント、6時間以上のものを1ポイントとして換算する。
  
- ・ 本学会および本学会が認める関連学会等での演題発表
  - \* 本学会での演題発表については1回につき3ポイント、その他は1ポイントとする。
  - \* 申請、更新にあたっては、本学会において少なくとも1回以上の演題発表を行うこと。
  
- ・ 本学会誌への投稿
  - \* 原著論文は5ポイント、その他（研究報告、エッセイ等）は3ポイントとする。

この附則は、2017年9月23日より発効する。

この附則は、2023年3月4日より発効する。